

# 東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成29年12月1日

東海村選挙管理委員会

## 東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成29年12月1日(金)  
午後1時30分から午後2時まで
- 2 開催場所 東海村役場会議室403
- 3 会議に付議した事件  
議案第108号 公職選挙法第28条の抹消者について  
議案第109号 平成29年12月における選挙人名簿への登録について  
議案第110号 在外選挙人名簿の登録について  
議案第111号 平成29年12月における選挙人名簿の調製について  
議案第112号 直接請求の法定数の告示について
- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)  
委員長 本多 喜久男      委員長職務代理者 大友 捷夫  
委員 伊藤 究              委員 高橋 康夫
- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。  
東海村選挙管理委員会事務局  
書記長 岡部 聡      書記 須藤 博  
書記 星野 直
- 6 会議の書記は次のとおりである。  
同上
- 7 本会議における議題及び議事の概要は次のとおりである。

開会 午後1時30分

○**本多委員長** 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

---

○**本多委員長** 本日の議案は、平成29年12月の定時登録に係るもの5件で、お手元に配布しましたとおりでございます。  
それでは、「議案第108号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○**須藤書記** 議案第108号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

---

○**本多委員長** （別冊を回覧後）ただ今、「議案第108号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○**本多委員長** 議案第108号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○**本多委員長** 議案第108号は、原案のとおり可決されました。

---

○**本多委員長** 続いて、「議案第109号 平成29年12月における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○**須藤書記** 議案第109号は、公職選挙法第22条第1項の規定により平成29年12月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊

のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は平成29年12月1日、登録日は平成29年12月1日、登録資格要件としては、(1)住所移転者が、平成29年9月1日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者。年齢満18年以上の者が、平成11年12月2日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

---

**○本多委員長** (別冊を回覧後)ただ今、「議案第109号 平成29年12月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

**○本多委員長** 議案第109号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

**○本多委員長** 議案第109号は、原案のとおり可決されました。

---

**○本多委員長** 続いて、「議案第110号 在外選挙人名簿の登録について」事務局より説明をお願いいたします。

---

**○須藤書記** 議案第110号は、公職選挙法第30条の6第1項の規定により、次に掲げる者(記載略)を在外選挙人名簿に登録するものです。

**○本多委員長** ただ今、「議案第110号 在外選挙人名簿の登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

**○本多委員長** 議案第110号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

---

○本多委員長 議案第110号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第111号 平成29年12月における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○須藤書記 議案第111号は、公職選挙法第19条第2項の規定により平成29年12月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回平成29年10月の選挙時登録者数31,049名から9名増の31,058名となりました。9名増の根拠といたしましては、抹消者数が175名、新規登録者数が136名、新有権者数が48名となっています。

○本多委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第111号 平成29年12月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第111号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第111号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第112号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○須藤書記 議案第112号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙(記載略)のとおり行うものです。

---

○本多委員長 ただ今、「議案第112号 直接請求の法定数の告示について」

事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

**○本多委員長** 議案第112号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

**○本多委員長** 議案第112号は、原案のとおり可決されました。

---

**○本多委員長** 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。  
これをもって、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午後2時